至 急 依 頼

令和３年６月26日

会員先生　各位

草加八潮医師会　会長　佐藤 達也

新型コロナウイルス感染症に係る「宿泊・自宅療養者に対する医療供給体制の強化事業」への参加依頼

平素は、一般診療に加え発熱患者の診断・検査、さらに新型コロナワクチン接種など大変なご苦労をおかけしております。この度埼玉県保険医療部から標記の件につき依頼がありました。今後の感染拡大（第５波）に向けて自宅やホテルで療養する患者に対する「健康観察」を地域の先生方「協力医療機関」にお願いする事業です。

詳細については後日資料を送付致します。概略ですが、コロナ陽性者に対して

（１）　１日２回の電話等による健康観察（２回のうち１回は医師以外の医療職でも可）

（２）　日中の体調不良時の電話診療・薬の処方

（３）　陽性者の家族を中心とした検体検査（PCR センターでの検査も可）

（４）　健康観察や診療結果を情報共有のため HER-SYS へ入力あるいは FAX で送付

以上の４点が業務内容です。他の業務（詳細は資料参照）は余裕のある医療機関のみで結構です。

依頼される患者ですが、主に自院で陽性判定された患者が中心となります。他の疾患で「かかりつけの患者」や近隣の陽性者も依頼対象にはなりますが、対応困難な場合はお断り頂いても結構です。

委託料ですが、

１．協力金として１医療機関あたり 50 万円（税込）・・・１回のみ

２．健康観察実資料として患者１人につき１日あたり 5.000 円（税込）

ただし休診日は１日あたり 7.500 円（税込）

これ以外に保険診療としての電話診療料の算定も可能です（詳細は別紙）

あくまでもあまりご負担にならない範囲での対応で結構です。

☆契約は県ホームページより参加登録を行なった上で、委任状を県医師会に郵送願います。

（大変恐縮ですが、第１次の募集は７月２日（金）までです。その後も随時受付予定）

今後起こり得る患者急増への対策として、１箇所でも多くの医療機関の参加を切に願っております。

№85

医療機関の皆様にお願いしたい業務の内容

- 太枠内の業務は必ずお願いしたい業務です。
- その他の業務は御協力いただける医療機関にのみお願いしたい業務です。どの業務に御協力いただけるかは、登録申請時に選択式でお知らせください。
- 電話診療等の結果、医師が「入院が必要」と判断された場合は、センターに連絡していただき、その後の対応は県（政令市・中核市）が責任をもって行います。

業務内容 / 対象者	健康観察（1日2回） ※電話診療を実施した場合、健康観察1回分としてカウント可	日中の体調不良時の電話診療・薬の処方	検体検査 ※陽性者の家族を中心に3人程度（陽性者1名当たり） ※PCRセンターでの検査も可	体調不良時の外来診療	体調不良時の往診	夜間の緊急対応
軽症の自宅療養者	○	○	―	○	○	○
体調が悪化した宿泊療養者	―	○	―	○	○	○
濃厚接触者	―	○	○	○	○	○

外来診療や往診等、患者と対面が想定される業務に応じていただける医療機関には、御要望いただければ、カバーオールタイプ又はガウンタイプの個人防護具を県から提供いたします。